（三）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（一）及び（二）に掲げる者を除く。）　一名につき一回五百円	（二）　（一）に掲げる者以外の者　免除
（四）（一）から（三）までに掲げる者以外の者　免除	5　［略］
2　和風別館、前庭及び主庭	4　［同上］
（一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校の生徒を除く。）　一名につき一回千五百円	備考　表中の「［」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
（二）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者並びに（一）に掲げる者を除く。）　一名につき一回千円	**○内閣府告示第千四百十八号**
（三）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（一）及び（二）に掲げる者を除く。）　一名につき一回五百円	迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十八号）第二条の規定に基づき、参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を定める件（平成二十八年内閣府告示第二百三十一号）の一部を次のように改正し、平成三十年十月一日から施行する。
3　本館、前庭及び主庭並びに和風別館	平成三十年七月二日　　内閣総理大臣　安倍　晋三
（一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校の生徒を除く。）　一名につき一回二千円	次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
（二）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者並びに（一）に掲げる者を除く。）　一名につき一回千五百円	
（三）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（一）及び（二）に掲げる者を除く。）　一名につき一回七百円	
4　前庭及び主庭	
（一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校の生徒を除く。）　一名につき一回三百円	
（二）　（一）に掲げる者以外の者　免除	
5　［略］	

改正後	改正前
三　参観料の額	三　参観料の額
次の区分による額とする。ただし、一定の期間内に限って特別に行う参観であって、次の各区分によることができないときは、別に定める額とし、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。	次の区分による額とする。ただし、一定の期間内に限って特別に行う参観であって、次の各区分によることができないときは、別に定める額とし、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。
1　自由参観	1　自由参観
（一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の生徒を除く。）　一名につき一回千五百円	（一）一般参観料
（二）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者並びに（一）に掲げる者を除く。）　一名につき一回千円	（1）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者を除く。）　一名につき一回千円
（三）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（一）及び（二）に掲げる者を除く。）　一名につき一回七百円	（2）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（1）に掲げる者を除く。）　一名につき一回四百円
2　本館、前庭及び主庭並びに和風別館	（二）団体（二十人以上）参観料
（一）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者を除く。）　一回千五百円	（1）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者を除く。）　一名につき一回八百円
［加える。］	（2）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（1）に掲げる者を除く。）　一名につき一回四百円
3　前庭　免除	［加える。］
［加える。］	［加える。］
［加える。］	［加える。］